

議案第 17 号

令和 6 年 9 月刈谷市議会定例会提出議案（令和 6 年度刈谷市教育費 9 月補正予算、教育委員会委員の選任、工事請負契約の締結、指定管理者の指定、条例の一部改正）に関する意見の聴取について

令和 6 年 9 月刈谷市議会定例会提出議案(令和 6 年度刈谷市教育費 9 月補正予算、教育委員会委員の選任、工事請負契約の締結、指定管理者の指定、条例の一部改正)に関する意見の聴取については別紙のとおりであり、意見を求める。

令和 6 年 8 月 20 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 1 項第 10 号の規定により必要があるからである。

## 令和6年度刈谷市教育費9月補正予算(案)

【歳出】

(単位：千円)

科 目	補 正 額	事 業 等 内 容
10款 教育費		
1項 教育総務費	84,360	
3目 教育指導費	84,360	修学旅行費補助事業 ・修学旅行費補助金
		84,360 84,360
5項 社会教育費	50	
4目 図書館費	50	図書等購入事業 ・図書購入費
		50 50
10款教育費 補正額合計	84,410	補正後 10款教育費
		9,200,171

予算額構成比	12.8	%
--------	------	---

## 修学旅行費補助事業（新規）

担当 学校教育課

（直通 62-1035、内線 2561）

### 事業費

84,360千円（10款1項3目） ※繰越明許費の設定

### 事業の概要

保護者の経済的負担の軽減を図るため、修学旅行に係る費用を補助する。

#### (1) 対象者

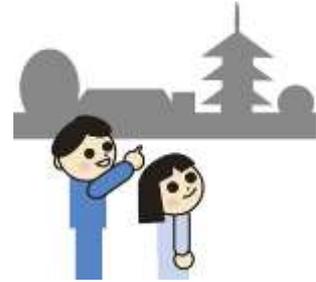
ア 市内の小中学校及び市内在住で刈谷特別支援学校（小・中学部）に通う児童生徒

イ 市内在住で市外の特別支援学校に通う児童生徒

#### (2) 補助額

ア 小学校・小学部 児童1人当たり上限20,000円

イ 中学校・中学部 生徒1人当たり上限40,000円



同意第 号

教育委員会委員の選任について

教育委員会委員に次の者を選任するものとする。

令和6年9月4日提出

刈谷市長 稲垣 武

住所 愛知県

氏名 生年月日 年 月 日

提案理由

この案を提出したのは、委員を選任するに当たり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要があるからである。

氏名入りの資料省略

議案第 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年9月4日提出

刈谷市長 稲垣 武

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名   | 総合文化センター大ホール舞台機構設備制御機器改修工事                    |
| 2 | 工 事 場 所 | 刈谷市若松町2丁目104番地                                |
| 3 | 工 事 概 要 | 舞台機構設備制御機器改修工事                                |
| 4 | 請負契約金額  | 222,200,000円                                  |
| 5 | 契約の相手方  | 三重県津市雲出長常町1129番地11<br>カヤバCS株式会社<br>代表取締役 大前 聡 |

提案理由

この案を提出したのは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得る必要があるからである。

# 総合文化センター大ホール舞台機構設備制御機器改修

総合文化センターの大ホールは、オープンから15年が経過し、舞台機構を制御する機器の経年劣化が進行しております。機器が故障した場合、大ホールの供用が年単位の長期にわたり不可となるおそれがあることから、予防保全的に改修を行い、施設の機能維持を図ります。

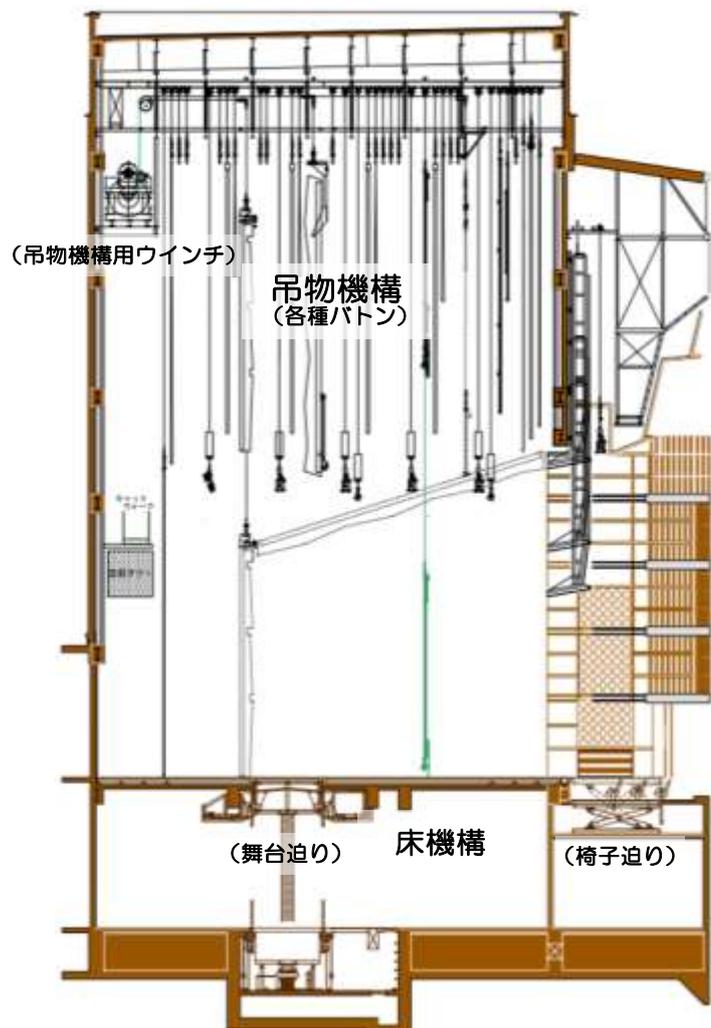
## 概要

- 工期 令和6年10月～令和8年3月10日
- 施設概要 緞帳、吊物バトン12、幕バトン11、サスバトン（照明等）10、舞台迫り、椅子迫り 等
- 予算額 230,000千円
- 設計額（予定価格） 223,630千円
- 工事費（請負額） 222,200千円（税込）
- 請負率 99.36%
- 請負先 カヤバCS(株)

## 図面

- パワーボックス改修
- 舞台機構操作卓改修
- 吊物機構制御盤改修
- 床機構制御盤改修

○客席数	1,541 席
	〔 1階席 1,186 席 〕
	〔 2階席 355 席 〕



議案第 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年9月4日提出

刈谷市長 稲垣 武

- 1 施設の名称 刈谷市総合文化センター
- 2 指定管理者 東京都千代田区神田小川町1丁目2番地  
トールツリーグループ  
代表者 株式会社ケイミックスパブリックビジネス  
代表取締役 橋本 鉄 司
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

この案を提出したのは、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要があるからである。

## 指 定 管 理 者 候 補 者 選 定 調 書

施 設 名	刈谷市総合文化センター		
選 定 方 法	公募	応募事業者数	2事業者
指 定 管 理 者 候 補 者	東京都千代田区神田小川町1丁目2番地 トールツリーグループ 代表者 株式会社ケイミックスパブリックビジネス 代表取締役 橋 本 鉄 司		
指 定 期 間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）		
指定管理者に行 わせる業務範囲	1 生涯学習事業に関する業務 2 文化振興事業に関する業務 3 総合文化センターの維持管理に関する業務 4 その他総合文化センターの運営に関する業務		
選 定 経 過	委員会開催回数 及び最終開催日	全3回 令和6年7月8日	
	選定委員数及 び委員の構成	8名（大学教授2名、公認会計士1名、各種団 体3名、県職員1名、市職員1名）	
	選 定 方 法	1次審査 書類審査（経理諸表審査含む。） 2次審査 面接審査（プレゼンテーション及び 質疑応答）	
選 定 の 理 由	刈谷市総合文化センター指定管理者選定委員会において、応募者から提出された申請書類及び面接により、管理運営の基本方針、生涯学習事業及び文化振興事業の提案、収支計画、運営体制などの審査項目に基づいて審査した結果、サービス向上に対し積極的な提案がなされ、経営状況が安定し、類似施設の運営実績も豊富にあることなど、総合的に優れていると評価されたため。		
応募事業者名		得点（配点1次一点、2次1,440点）	
トールツリーグループ		1次一点 2次1,086点	
A		1次一点 2次1,012点	
主 管 部 課 等 名	教育部生涯学習課		

## 議案第 号

刈谷市公民館条例の一部改正について

刈谷市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 9 月 4 日提出

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市公民館条例の一部を改正する条例

刈谷市公民館条例（昭和 57 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表富士松公民館の部第 2 研修室の項の次に次のように加える。

第 3 研修室	510	680	510	1,550
---------	-----	-----	-----	-------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の刈谷市公民館条例の規定による富士松公民館の利用の許可、使用料の徴収その他富士松公民館の利用に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

この案を提出したのは、研修室の増設に伴い必要があるからである。

## 新旧対照表

## ○刈谷市公民館条例

新						旧					
別表（第8条関係）						別表（第8条関係）					
時間区分 利用区分		午前	午後	夜間	全日	時間区分 利用区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで			午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
東刈谷公民館	大集会室	1,550円	2,100円	1,550円	4,800円	東刈谷公民館	大集会室	1,550円	2,100円	1,550円	4,800円
	第1研修室	690	920	690	2,100		第1研修室	690	920	690	2,100
	第2研修室	370	500	370	1,150		第2研修室	370	500	370	1,150
	和室	390	520	390	1,200		和室	390	520	390	1,200
	実習室	820	1,100	820	2,500		実習室	820	1,100	820	2,500
富士松公民館	大集会室	1,550	2,100	1,550	4,800	富士松公民館	大集会室	1,550	2,100	1,550	4,800
	第1研修室	690	920	690	2,100		第1研修室	690	920	690	2,100
	第2研修室	490	660	490	1,500		第2研修室	490	660	490	1,500
	第3研修室	<u>510</u>	<u>680</u>	<u>510</u>	<u>1,550</u>						
	和室	390	520	390	1,200		和室	390	520	390	1,200
小垣江公民館	大集会室	1,550	2,100	1,550	4,800	小垣江公民館	実習室	820	1,100	820	2,500
	研修室	690	920	690	2,100		大集会室	1,550	2,100	1,550	4,800
	和室	390	520	390	1,200		研修室	690	920	690	2,100
	実習室	820	1,100	820	2,500		和室	390	520	390	1,200
							実習室	820	1,100	820	2,500
北部公民館	大集会室	1,550	2,100	1,550	4,800	北部公民館	大集会室	1,550	2,100	1,550	4,800
	第1研修室	690	920	690	2,100		第1研修室	690	920	690	2,100
	第2研修室	490	660	490	1,500		第2研修室	490	660	490	1,500
	和室	390	520	390	1,200		和室	390	520	390	1,200
	実習室	820	1,100	820	2,500		実習室	820	1,100	820	2,500

議案第 号

刈谷市体育施設条例の一部改正について

刈谷市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 9 月 4 日提出

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市体育施設条例の一部を改正する条例

刈谷市体育施設条例（昭和 44 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表井ヶ谷グラウンドの項の次に次のように加える。

亀城グラウンド	刈谷市城町 2 丁目 2 番地
双葉グラウンド	刈谷市半城土町掛貝 3 番地 9

「

別表第 4 中	井ヶ谷グラウンド	30 分までごとに	
---------	----------	-----------	--

「

1,700	を	井ヶ谷グラウンド	30 分までごとに	
		双葉グラウンド（1 面につき）	30 分までごとに	

」

1,700	に改める。
1,270	

」

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の刈谷市体育施設条例の規定による亀城グラウンド及び双葉グラウンドの使用許可、使用料の徴収その他亀城グラウンド及び双葉グラウンドの使用に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 亀城グラウンド及び双葉グラウンドの管理を行わせるものの指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

この案を提出したのは、亀城グラウンド及び双葉グラウンドの設置に伴い必要があるからである。

新旧対照表

○刈谷市体育施設条例

新				旧					
(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。				(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。					
名称		位置		名称		位置			
刈谷市体育館		刈谷市逢妻町4丁目32番地		刈谷市体育館		刈谷市逢妻町4丁目32番地			
刈谷球場		刈谷市城町1丁目49番地		刈谷球場		刈谷市城町1丁目49番地			
小垣江グラウンド		刈谷市小垣江町大津崎65番地		小垣江グラウンド		刈谷市小垣江町大津崎65番地			
井ヶ谷グラウンド		刈谷市井ヶ谷町稲葉崎42番地4		井ヶ谷グラウンド		刈谷市井ヶ谷町稲葉崎42番地4			
亀城グラウンド		刈谷市城町2丁目2番地							
双葉グラウンド		刈谷市半城土町掛貝3番地9							
港町グラウンド		刈谷市港町1丁目1番地		港町グラウンド		刈谷市港町1丁目1番地			
ウィングアリーナ刈谷		刈谷市築地町荒田1番地		ウィングアリーナ刈谷		刈谷市築地町荒田1番地			
ウェーブスタジアム刈谷		刈谷市築地町荒田1番地		ウェーブスタジアム刈谷		刈谷市築地町荒田1番地			
グリーングラウンド刈谷		刈谷市築地町荒田1番地		グリーングラウンド刈谷		刈谷市築地町荒田1番地			
別表第4 刈谷球場等附帯設備使用料 (第6条関係)				別表第4 刈谷球場等附帯設備使用料 (第6条関係)					
照明設備	刈谷球場	入場料等を徴しない場合	全点灯30分までごとに	4,260円	入場料等を徴しない場合	全点灯30分までごとに	4,260円		
			2分の1点灯30分までごとに	2,660		2分の1点灯30分までごとに	2,660		
		入場料等を徴する場合	営利を目的としない場合	全点灯30分までごとに	8,520	入場料等を徴する場合	営利を目的としない場合	全点灯30分までごとに	8,520
				2分の1点灯30分までごとに	5,330			2分の1点灯30分までごとに	5,330
		営利を目的とする場合	全点灯30分までごとに	42,600	営利を目的とする場合	全点灯30分までごとに	42,600		
			2分の1点灯30分までごとに	26,630		2分の1点灯30分までごとに	26,630		

新

旧

小垣江グラウンド		30分までごとに	1,700		
井ヶ谷グラウンド		30分までごとに	1,700		
双葉グラウンド（1面につき）		30分までごとに	1,270		
ウェーブスタジアム刈谷	入場料等を徴しない場合	全点灯30分までごとに	4,260		
		4分の3点灯30分までごとに	3,520		
		2分の1点灯30分までごとに	2,660		
	入場料等を徴する場合	営利を目的としない場合	全点灯30分までごとに	8,520	
			4分の3点灯30分までごとに	7,030	
			2分の1点灯30分までごとに	5,330	
	営利を目的とする場合	営利を目的とする場合	全点灯30分までごとに	42,600	
			4分の3点灯30分までごとに	35,150	
			2分の1点灯30分までごとに	26,630	
	グリーングラウンド刈谷	人工芝コート	30分までごとに	1,270	
表示設備	刈谷球場	全面表示	午前	3,050	
			午後	3,050	
			夜間	3,050	
			全日	9,170	
	得点判定表示（全面表示を利用する場合は除く。）			午前	1,010
				午後	1,010

小垣江グラウンド		30分までごとに	1,700		
井ヶ谷グラウンド		30分までごとに	1,700		
ウェーブスタジアム刈谷	入場料等を徴しない場合	全点灯30分までごとに	4,260		
		4分の3点灯30分までごとに	3,520		
		2分の1点灯30分までごとに	2,660		
	入場料等を徴する場合	営利を目的としない場合	全点灯30分までごとに	8,520	
			4分の3点灯30分までごとに	7,030	
			2分の1点灯30分までごとに	5,330	
	営利を目的とする場合	営利を目的とする場合	全点灯30分までごとに	42,600	
			4分の3点灯30分までごとに	35,150	
			2分の1点灯30分までごとに	26,630	
	グリーングラウンド刈谷	人工芝コート	30分までごとに	1,270	
表示設備	刈谷球場	全面表示	午前	3,050	
			午後	3,050	
			夜間	3,050	
			全日	9,170	
	得点判定表示（全面表示を利用する場合は除く。）			午前	1,010
				午後	1,010

新

	夜間	1,010
	全日	3,050
スピード表示（全面表示 を利用する場合は除く。）	午前	500
	午後	500
	夜間	500
	全日	1,520
ウェーブスタジアム刈谷	午前	3,650
	午後	3,850
	夜間	3,650
	全日	11,100
放送設備	午前	1,520
	午後	1,520
	夜間	1,520
	全日	4,580
ピッチングマシン（1台につき）	午前	710
	午後	710
	夜間	710
	全日	2,130

備考 略

旧

	夜間	1,010
	全日	3,050
スピード表示（全面表示 を利用する場合は除く。）	午前	500
	午後	500
	夜間	500
	全日	1,520
ウェーブスタジアム刈谷	午前	3,650
	午後	3,850
	夜間	3,650
	全日	11,100
放送設備	午前	1,520
	午後	1,520
	夜間	1,520
	全日	4,580
ピッチングマシン（1台につき）	午前	710
	午後	710
	夜間	710
	全日	2,130

備考 略

## 双葉小学校分離校予定地の用途変更について

### 1. 概要

現在、双葉グラウンドとして使用している双葉小学校分離校予定地は、昭和 53 年に刈谷市土地開発公社により用地取得したものを、昭和 58 年に市が買い入れ、その後、双葉小学校分離校予定地として教育委員会が所管してきたもので、スポーツ広場として市民に開放し、有効に活用してきた。

高須町さかのぼり 7 番 7	6,650.00 m <sup>2</sup>
高須町さかのぼり 10 番 6	4,913.23 m <sup>2</sup>
半城土町掛貝 3 番 9	14,439.77 m <sup>2</sup>

### 2. 経緯

刈谷市土地開発公社が用地を取得した昭和 53 年当時は、区画整理事業に伴う宅地開発が進んでいた影響により、双葉小学校の児童数増加が顕著であったことから、将来的に分離校新設の必要が生じるものと予測されており、市は、その用地を確保していく方針であった。

しかしその後、社会情勢の変化もあって児童数が伸び悩んだことから、分離校建設までの間はスポーツ広場として有効に活用する方針に転じ、昭和 58 年には、市が公社から土地を買い入れ、昭和 60 年には、照明や防球ネットを設置した双葉グラウンドとして整備され、現在まで広く市民に利用されている。

### 3. 現状

種 目：軟式野球、ソフトボール、少年野球、グラウンドゴルフ、その他屋外スポーツ

開館時間：午前 9 時～午後 9 時（夜間照明期間 4 月～10 月）

休 館 日：水曜日、年末年始

使用料金：無料

駐 車 場：約 70 台

日数稼働率：	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	92.4%	90.5%	92.3%	89.2%	90.9%

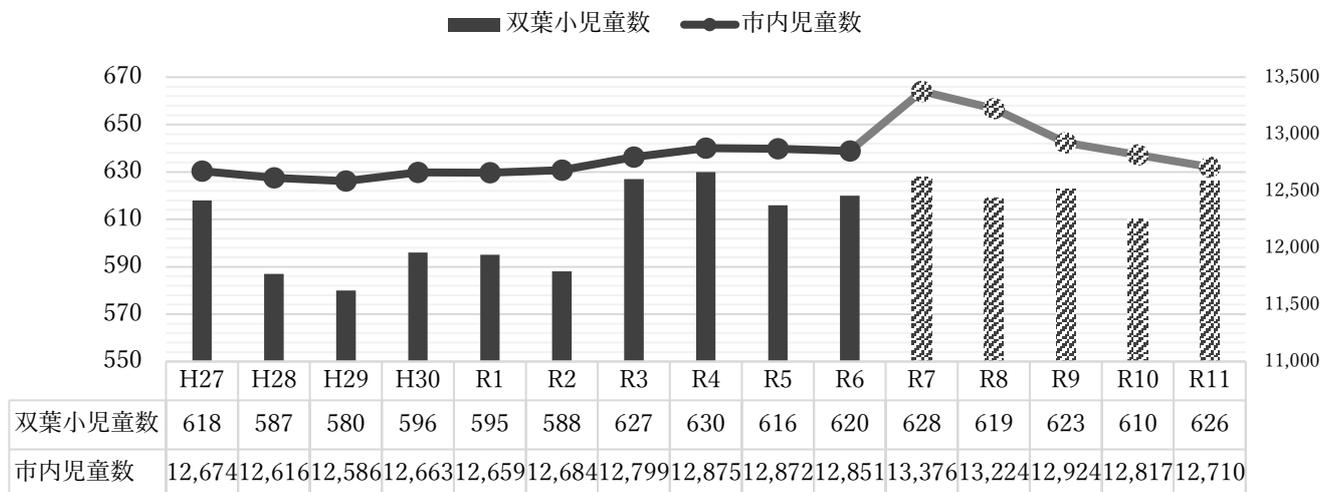
※他のグラウンドと比較して非常に高い

財産管理：教育総務課

施設管理：スポーツ課

#### 4. 双葉小学校生徒児童数の推移について

(令和7年度以降は将来推計)



- ・平成27年度から令和6年度の双葉小児童数の推移は、一時減少しているものの、現在は平成27年度比100.3%で、ほぼ横ばいである。
- ・令和7年度から令和11年度の将来推計は、双葉小児童数はほぼ横ばいであるが、市内児童数は減少傾向であることから、今後、分離校が必要となるほどの大幅な生徒児童数の増加はないと予想される。

#### 5. 主な工事等

	工事内容	金額 (円)
平成24年度	物置設置	1,275,750
	防球ネット嵩上工事	2,205,000
令和元年度	コイン点灯盤更新工事	909,360
令和3年度	点灯盤修繕	1,012,000
令和4年度	シェルター塗装修繕	3,228,000
令和5年度	防球ネット他改修工事	24,780,800
	トイレ改修工事	341,000

#### 6. まとめ

児童数等の現状の分析から、今後、分離校が必要となるほど双葉小学校の児童数が大幅に増加する見込みがないこと、また、双葉グラウンドが年間を通して非常に高い稼働率で使用されていることや、現在までグラウンドとして設備投資をしてきたことから、双葉小学校分離校予定地を体育施設として用途変更することについて、妥当性があると考えます。